

令和6年度 事業部事業計画

1. 基本方針

司法書士は常に社会の要請に応じて変化し続けてきた。市民の権利を擁護しながら、時に法制度の網からこぼれ落ちる市民にも手を差し伸べてきた。令和2年に司法書士法が改正され、「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」が司法書士の使命と定められたことで、今後ますます司法書士に対する社会的役割が増加していくであろう。社会の負託に応え続けていくことが、司法書士制度の維持発展に繋がるものと考える。変化の激しい時代において、司法書士の社会的役割を果たすため、事業を実施していく。

様々な社会課題がある中で、とりわけ司法書士に期待されているのが、本年4月1日施行の相続登記義務化に対する取組みであろう。登記、財産管理、裁判手続き、遺産分割の促進等あらゆる場面において、司法書士が相続の専門家として、市民の問題解決に対してより一層寄与していく必要がある。あわせて、「空き家・所有者不明土地問題の解決」として昨年より制度開始した所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度や「相続土地国庫帰属制度」など、新法を生ける法にしていくのは我々司法書士をおいて他にない。新管理人制度の利活用を図るとともに、裁判所や行政との連携をしつつ、重点的に取り組んでいく。

また、自ら適切な権利行使をすることが困難な高齢者、障がい者、子ども等の社会的に弱い立場の方々や、経済的困窮者等の社会生活が困難になっている方々への支援に関しても引き続き積極的に取り組んでいく。

成年年齢引き下げの影響もある中で、引き続き若年層が消費者被害等にあわないよう、関係機関と連携し、法教育活動もより一層推進していく。

社会が抱える様々な課題に対して、適切な助言や対応をすることで、司法書士が社会にとってなくてはならない重要な法律専門職として市民から信頼を得ることに繋がっていくであろう。事業部では様々な事業が個々の司法書士の信頼に繋がるよう活動をしていくので、各会員においても積極的に事業に携わっていただき、司法書士制度の発展に寄与していただきたい。

2. 事業項目

(1) 相談事業

- ①司法書士総合相談センター茨城での法律相談
(面談・電話・リモート)

- ②相続に特化した相談
- ③消費生活センターへの相談員派遣
- ④空き家対策に関する無料法律相談会への相談員派遣
- ⑤市町村への相談員派遣
- ⑥その他各種相談会の実施及び各種相談会への相談員派遣
- ⑦相談員の養成
- ⑧司法書士総合相談センター相談受付・管理システム（ＷＥＢ）の運用

（2）地域連携・市民救援活動事業

- ①市町村の空き家等対策推進協議会への委員推薦
- ②県や市町村の空き家等対策担当部署への協力、連携（協定事務含む）
- ③空き家・所有者不明対策関連業務の研究
- ④空き家・所有者不明対策に関する管理人業務のフォローアップ
- ⑤国家賠償法にかかる損害賠償請求事務の事務委任への連携協力
- ⑥所有者不明・管理不全の土地・建物管理人候補者の推薦制度の検討
- ⑦茨城県農業会議所との連携（研修会の開催、講師派遣、広報等）

（3）司法書士業務拡充事業

- ①相続登記業務の促進
- ②商業登記等業務の推進及び新規業務の研究

（4）茨城司法書士会調停センターに関する事業

- ①調停の実施
- ②手続実施者養成のための研修会の実施
- ③広報活動の実施

（5）法教育事業

- ①茨城県内高等学校への法教育（消費者教育）講座開催
茨城県教育委員会の後援を受け、県内の公立・私立高等学校で法教育を実施する。
- ②法教育講座の茨城会登録講師制度の充実
講師経験者を中心に、登録講師制度を充実させる。
- ③相談相手としての司法書士の存在のＰＲ
- ④親子法律教室の実施
- ⑤成年年齢引き下げに対する対応

(6) 講師派遣事業

自治体、関連団体等の要請に基づき、相続登記義務化・犯罪による収益の移転防止に関する法律等各テーマについて講師派遣を行う。

(7) 市民権利擁護事業

①成年後見制度の利用促進事業

自治体等での成年後見人、市民後見人養成講座等に積極的に関わる。

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート茨城と連絡協議を行う。市町村の成年後見地域連携協議会への委員推薦や担当部署との連携を行う。

②高齢者・障がい者等への虐待問題への対応

③経済的困窮者に対する法的支援事業

④離婚後の子どもの養育に関する無料電話相談事業

養育費・面会交流等、子ども養育に関する相談事業を運営する。

⑤⑥事業に関連した自治体等との連携（広報、自治体相談会の設置等）

⑦その他権利擁護に関する問題の調査研究、相談会、研修会の実施

(8) 茨城県八士会に関連する事業

茨城県八士会の事業（相談会等の開催）

(9) 関係団体に対する協力事業

地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、消費生活相談センター、空き家対策関連団体、一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城、茨城青年司法書士協議会その他の団体との連携強化を図る。

(10) その他

①その他事業部に属する事業